



ヴィン大学



株式会社ドラビザ

協力覚書

ヴィン大学

および

株式会社ドラビザ

令和6年

社会主義共和国ベトナム

独立 - 自由 - 幸

協力覚書

ヴィン大学および株式会社ドラビザ

No: -2024/ ĐHV- Doravisa

- 2015年11月24日付ベトナム民法に基づき；
- 2019年6月14日付教育法に基づき；
- 2012年6月18日付高等教育法および2018年11月19日付高等教育法の一部改正に基づき；
- 2020年6月17日付企業法に基づき；
- 2001年5月25日付、ヴィン師範大学からヴィン大学への名称変更に関する首相決定第62/2001/QĐ-TTgに基づき；
- 2021年5月12日付、ヴィン大学運営規則を制定するためのヴィン大学理事会の決議第06/NQ-HĐTに基づき；
- 株式会社ドラビザの定款に基づき；
- 両者の協力能力およびニーズに基づき；

本日、2024年8月28日、ベトナム・ゲアン省ヴィン市のヴィン大学において、以下の両当事者が合意した。

- 甲** : **ヴィン大学**
住所 : ゲアン省、ヴィン市、レズアン通り、182号
連絡先 : (0238)3855.452/ (内線: 256) Fax: 038.3855.269
ホームページ: www.vinhuni.edu.vn
代表者 : **Prof.Dr. Nguyen Huy Bang** 役職: 校長
- 乙** : **株式会社ドラビザ**
住所 : 埼玉県さいたま市見沼区東大宮 2-27-5 石垣ビル
連絡先 : 048-657-8686 Fax: 048-657-8686
ホームページ: <https://driver-visa.com>
代表者 : **羽田 健太** 役職: 代表取締役社長

両者は、以下の内容で協力覚書を締結することに合意しました：

第1条 (目的)

この協力覚書（以下「覚書」という。）はヴィン大学（以下「A」という）と株式会社ドラビザ（以下「B」という）が教育および人材育成分野における相互協力を通じて、両者の発展を図ることを目的とする。

第2条 (協力原則)

2.1. 両者は、自主性、平等、誠実、互恵の精神に基づいて協力し、各当事者の潜在力および強みを最大限に発揮することを目指す。

2.2. 協力の枠組み 覚書に基づく協力は、それぞれの国において効力を有する法令の範囲内で行われる。

2.3. 本協力覚書は、両者間の協力に関する一般的な条件を定めたものであり、具体的な協力内容やプログラムについては、別途契約書または付随する詳細な書類に基づき、両者の合意の下、各段階で現実に即して実施されるものとする。

第3条 (協力範囲)

3.1. 日本での環境に関して情報を共有における協力

- 両者は、A側の学生に対して、日本での学習、インターンシップ、および就労環境に関するアドバイスや情報、経験を共有するためのセミナーや会議を共同で開催する。
- B側は、A側の学生が参加できるよう、インターンシッププログラムやエンジニアプログラム、特定技能プログラムなどのインターンシップ情報や採用情報を紹介する。

3.2. 教育における協力

- 両者は、A側の学生の日本語能力を向上させ、面接や採用面接の機会を増えるために、日本語教育コースの管理に協力する。
- 両者は、プログラムに参加する学生が安心できるため、最適なカリキュラムを共同で構築する。
- 両者は、学生に対する日本語教育プログラムおよび面接スキル向上のためのトレーニングを共同で実施する。

3.3. 日本のインターンシップおよび就職で学生のサポートにおける協力

両者は、日本でのインターンシップおよび就職活動に関する学生の選抜や学生のサポートに協力する。具体的な内容は以下の通り。

- **A 側の責任:** B 側の要件および基準に合致する学生を選抜し、日本の企業および採用者に紹介する。
- **B 側の責任:** 学生に対してビザ申請手続きに関する指導およびサポートを行い、日本でのインターンシップや就業期間中に企業と協力して、受け入れおよび管理、サポートを行う。

3.4. 広報およびブランドプロモーションにおける協力

両者は、相互の協力関係を反映する写真や映像を使用し、広報、プロモーションおよび学生募集活動に利用する権利を有する。

第4条 (発生した問題を解決等)

4.1. 何らかの問題が発生した場合、または追加の必要が生じた場合、両者は協議の上、解決するものとする。

4.2. 学生はインターンシップ中に事故、労働災害、災害や自然災害が発生した場合、保険（自然災害補償保険や労働保険など）の支払いに加え、日本の企業、学生の家族および学生本人と協力して問題を解決する責任を負うものとする。学校は、可能な範囲でサポートを行う。

第5条 (連絡窓口)

5.1. この協力覚書を基づく協力を効果的に実施するため、両者の連絡窓口を次とおりそれぞれ指定する。

甲: Le Cong Duc 様, 学生サポート・企業関係センター所長, email: duclc@vinhuni.edu.vn, tell: 0902.169799.

乙: Nguyen Thi Thanh Hoan, 株式会社ドラビザ, email: hoan@drive-visa.com, tell: 090.1271.6816(日本), 0343.128.295(ベトナム).

連絡窓口は、協力内容や計画を調査・選定し、具体的な協力内容とスケジュールについて両者の指導部に報告し、承認を得る責任を負う。また、協力に関連する会議や活動のスケジュールを調整する。

5.2. 両者は、互いの任務、計画、および発展戦略のため、関連する問題について適時に情報を提供し、連絡窓口を通じて情報交換を行う。

5.3. 情報の機密保持

両者は、他方の書面による同意なしに、覚書の枠組みにおける協力及び情報交換を通じて取得した他方の秘密の情報を公開しない。

第6条 (実施条件)

6.1. 本契約の有効期限は、本契約の締結日から起算し、満5年間とする。一方が修正または補足を求める場合は、事前に協議し、相手方の書面による同意を得るものとする。

6.2. 本協力覚書の署名後、両者は合意内容を直ちに実施に移すものとする。6 か月ごとに、両者の担当は、合意内容の実施状況を代表者に報告する責任を負う。

6.3. 本協力覚書の内容に関連する問題が発生した場合、両者は誠意と協力の精神で協議・交渉し、問題を解決するものとする。合意に至らず協力を終了する場合、一方は30日前までに書面で相手方に通知し、損害が発生した場合は過失のある側が賠償責任を負うものとする。

6.4. 本協力覚書が終了した場合でも、これ以前に両者が履行中の合意または契約に影響を与えることはないものとする。

本協力覚書は、6条があり、ベトナム語と日本語で作成された4部の文書で構成され、両言語の文書は同等の効力を有する。両者は、ベトナム語および日本語の文書をそれぞれ2部ずつ保持するものとする。実施においては、ベトナム語版が優先される。

ヴィン大学

校長

株式会社ドラビザ

代表取締役

Prof.Dr. Nguyen Huy Bang

羽田 健太

